

事務連絡  
平成25年8月1日

各都道府県消防防災主管部  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

「水防法及び河川法の一部改正する法律」の一部施行に伴う  
自衛水防組織と自衛消防組織との関連等について

平成25年6月12日に公布された「水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第36号）」等の施行に伴い、先般、国土交通省水管理・国土保全局長から各都道府県知事宛て「水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部施行について」（平成25年7月11日付国水政第30号。以下「通知」という。）が別添のとおり通知されました。

通知では、市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等については、避難確保・浸水防止計画の作成に加え、自衛水防組織の設置等が求められておりますが、水防法に基づく自衛水防組織と消防法に基づく自衛消防組織との関連等については、すでに国土交通省担当課と下記のとおり協議済みですので、この旨、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して周知されるようお願いいたします。

#### 記

- 1 水防法に基づく自衛水防組織と消防法に基づく自衛消防組織との関係について
  - (1) 通知中「自衛水防組織」とは、水防の観点から設置されるものであり、消防法第8条の2の5に規定する自衛消防組織とは基本的に別の組織であること（通知3（1）②関係）。
  - (2) 通知中「自衛水防組織の設置に当たっては、既存の消防の枠組みを活用することも可能である」とは、自衛水防組織の編成が、事業者の判断により、結果として自衛消防組織と同じ構成員で編成される場合もあり得ることを意味するものであること（通知3（1）②関係）。
- 2 水防法に基づく自衛水防計画と消防法に基づく消防計画との関係について  
通知中「避難確保・浸水防止計画」とは、消防法に規定する消防計画とは別の計画であり、このため当該計画については、基本的に市町村の水防担当部局が受け付けることを想定していること（通知3（1）①関係）。

【連絡先】 消防庁予防課 齋藤・安田  
TEL:03-5253-7523 FAX:03-5253-7533  
E-mail: t2.yasuda@soumu.go.jp